

地 保 第 1 9 6 6 号
平成 2 7 年 9 月 3 日

厚生労働省健康局結核感染症課長 様

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課長

日本脳炎の定期予防接種の区域指定について（通知）

このことについて、道では、予防接種法第 5 条第 2 項の規定に基づき、北海道全域を、平成 2 7 年度において「日本脳炎の予防接種を行う必要がないと認められる区域」に指定しているところですが、平成 2 8 年 4 月 1 日から日本脳炎に係る区域指定を行わないこととしましたので、お知らせします。